

相模大野駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、相模原市交通バリアフリー基本構想に即して、相模大野駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
 - (1) 相模大野駅入口交差点から銀座通り西口までについての道路の区間
県道51号線（相模大野駅入口交差点から谷口歩道橋まで）
市道谷口台東林間（銀座通り西口から谷口歩道橋まで）
 - (2) 相模大野駅北口広場から季節の橋までについての道路の区間
市道相模大野駅前通（相模大野駅北口広場から季節の橋まで）
 - (3) 相模大野駅北口広場についての道路の区間
市道相模大野32号（相模大野駅北口広場）
 - (4) 相模大野駅北口広場から鈴木ビル前までについての道路の区間
市街地再開発整備地区自由通路（相模大野駅北口から市道相模大野西通り線まで）
都市計画道路相模大野西通（自由通路接続点から県道51号の交差点まで）
 - (5) 相模大野駅南口広場についての道路の区間
市道相模大野（相模大野駅南口広場）
 - (6) 相模大野駅南口広場から新町通り南口までについての道路の区間
市道相模大野（相模大野駅南口広場から新町通り南口交差点まで）
- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施期間
 - (1) 相模大野駅入口交差点から銀座通り西口までについての道路の区間
 - ア 実施内容
横断歩道の整備、標識の高輝度化
 - イ 実施予定期間
道路管理者の事業進行に合わせて実施する。（平成16年度から平成22年度）
 - (2) 相模大野駅北口広場から季節の橋までについての道路の区間
 - ア 事業内容
標識の高輝度化
 - イ 実施予定期間
平成16年度
 - (3) 相模大野駅北口広場についての道路の区間
 - ア 事業内容
横断歩道の整備、標識及び標示の高輝度化
 - イ 実施予定期間
道路管理者の事業に合わせて実施（平成15年度から22年度）
 - (4) 相模大野駅北口広場から鈴木ビル前までについての道路の区間
 - ア 事業内容
道路整備に合わせ規制の実施、標識の高輝度化
 - イ 実施予定期間

道路管理者の事業に合わせて実施（平成15年度から22年度）

(5) 相模大野駅南口広場についての道路の区間

ア 事業内容

標識及び標示の高輝度化

イ 実施予定期間

平成16年度

(6) 相模大野南口広場から新町通り南口までについての道路の区間

ア 事業内容

横断歩道の整備、標識のオーバーハング化

イ 実施予定期間

平成16年度

3 交通安全特定事業の実施に際しての配慮すべき事項

(1) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路の交通規制を及び周辺道路へ与える影響等を考慮し、必要な交通規制の見直しを実施する。

